



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	2
告示	指定納付受託者の指定(株式会社エム・ピー・ソリューション)	企画調整局デジタル戦略部	3
告示	街区の区域の変更(垂水区神田町)	地域協働局住民課	7
告示	認定特定非営利活動法人の代表者変更	地域協働局地域活性課	10
告示	特定非営利活動法人の認定有効期間の更新	地域協働局地域活性課	11
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(桜が丘自治会)	地域協働局地域活性課	12
告示	身体障害者福祉法による医師の指定等	福祉局障害者更生相談所	13
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(県営土地改良事業大沢地区3-1工区)	建設局道路管理課	20
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 君影町18号線)	建設局道路管理課	22
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 鈴蘭台47号線)	建設局道路管理課	23
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 垂水里533号線)	建設局道路管理課	24
告示	神戸市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定	港湾局経営企画課	25
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)神戸市灘区新在家北町計画)	経済観光局経済政策課	26
公告	開発行為に関する工事の完了(兵庫区下祇園町ほか)	都市局都市計画課	28
水道局	神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	29
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	32

神戸市告示第478号

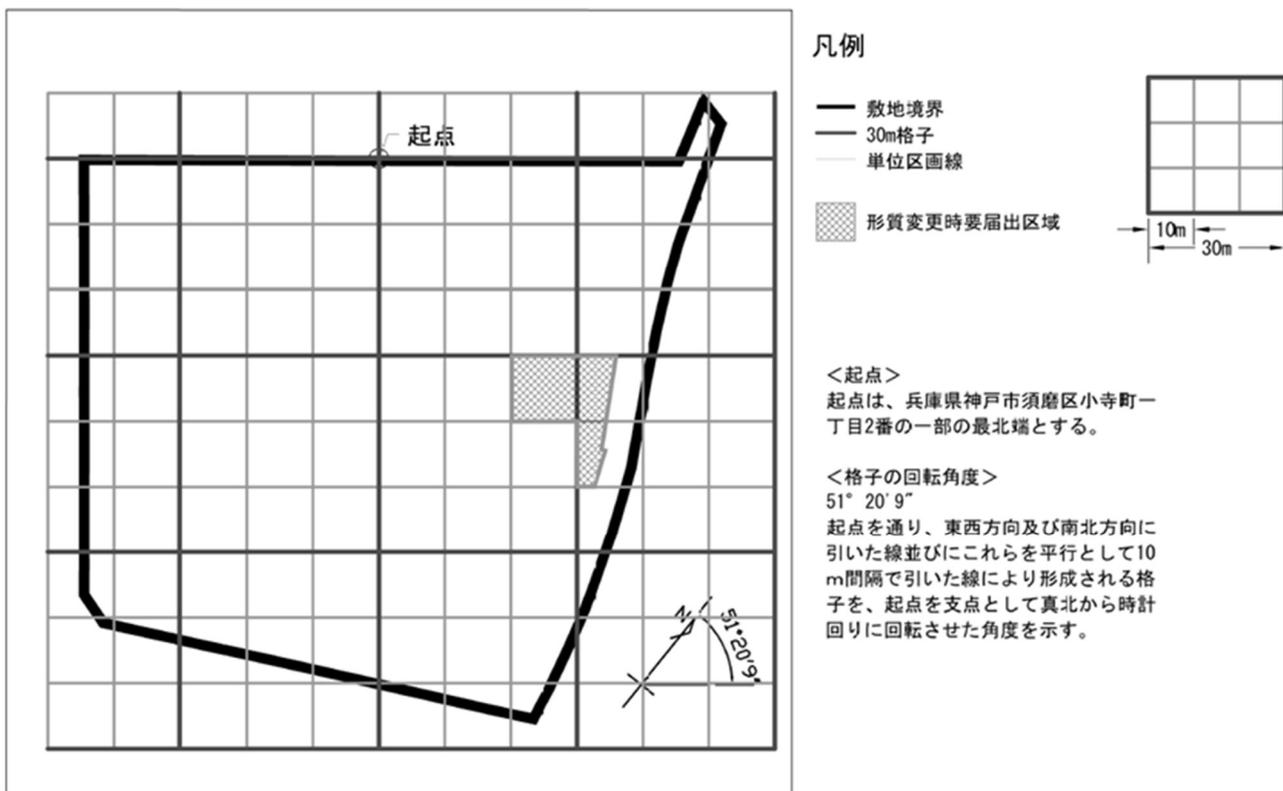
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年1月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
須磨区小寺町1丁目2番の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第487号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年2月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

灘区王子町3丁目1番1、青谷町1丁目1番1の各一部
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

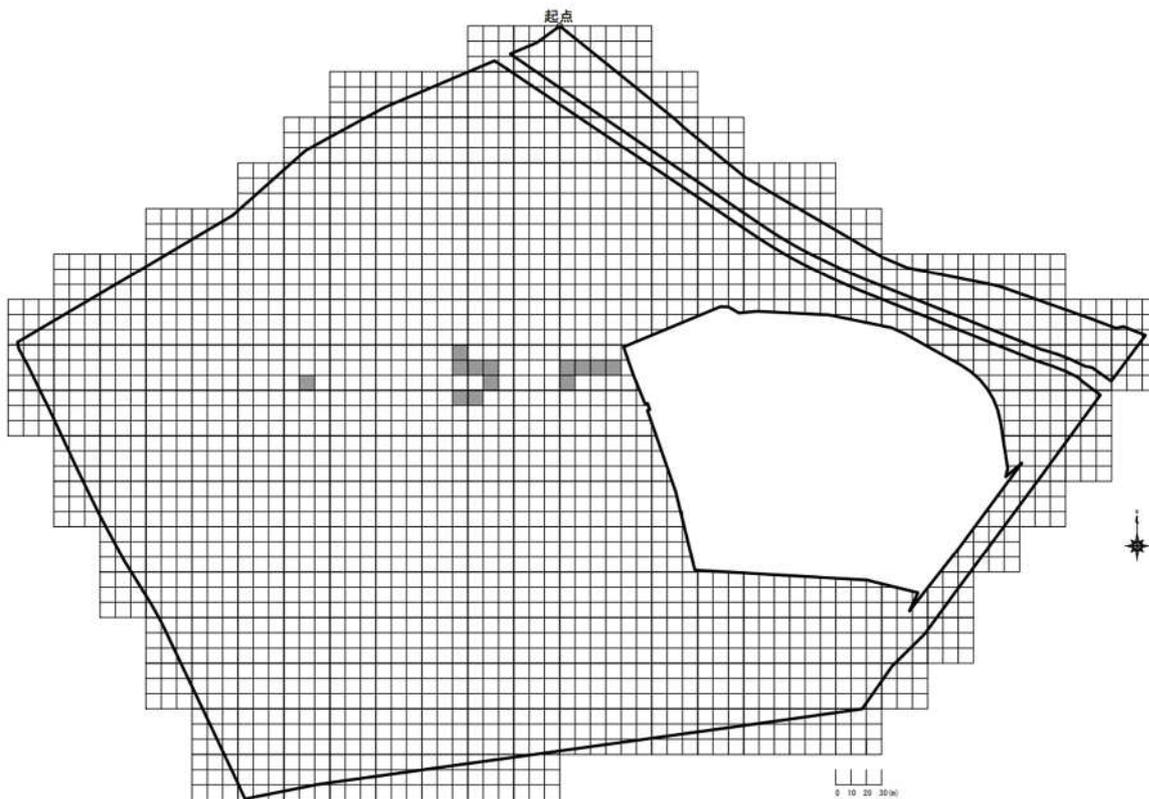
水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

別図



<起点>
起点は灘区天城通8丁目9の最北端より南に10.52m、西に19.52m移動した点とする。

<格子の回転角>
格子の回転は行わなかった。

<凡例>

- 起点
- 形質変更予定区域
- 形質変更時要届出区域

神戸市告示第489号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区虎ノ門2丁目10番4号 オークラ プレステージタワー8階
株式会社エム・ピー・ソリューション
代表取締役 佐藤 栄治
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する別紙施設にかかる使用料等
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
契約締結日

<別紙>施設及び使用料等一覧

施設名	歳入の種類
住之江公民館	公費：施設使用料
葺合公民館	公費：施設使用料
清風公民館	公費：施設使用料
長田公民館	公費：施設使用料
南須磨公民館	公費：施設使用料
東垂水公民館	公費：施設使用料
玉津南公民館	公費：施設使用料
洞川教育キャンプ場	公費：施設使用料
生涯学習支援センター	公費：施設使用料等
港島南球技場	公費：施設使用料
小野浜公園球技場	公費：施設使用料
磯上体育館	公費：施設使用料
中央体育館	公費：施設使用料
東灘体育館	公費：施設使用料
須磨体育館	公費：施設使用料
垂水体育館	公費：施設使用料
西体育館	公費：施設使用料
小磯記念美術館	公費：入館料
神戸ゆかりの美術館	公費：入館料
神戸市立博物館	公費：入館料
神戸市埋蔵文化財センター	公費：刊行物販売及び受講料
五色塚古墳管理事務所	公費：刊行物販売及び受講料
市民福祉スポーツセンター8階	公費：施設使用料

市民福祉スポーツセンター10階	公費：施設使用料
総合福祉センター	公費：会議室使用料
こうべ市民福祉交流センター	公費：施設使用料
神戸市青少年会館	公費：施設使用料
神戸ファッション美術館	公費：入館料
北神戸田園スポーツ公園	公費：施設使用料
瀬戸公園	公費：施設使用料
垂水健康公園	公費：施設使用料
森林植物園	公費：入園料
相楽園	公費：入園料
こうべまちづくり会館	公費：施設使用料
長田消防署 防災研修室	公費：受講料
御影公会堂	公費：施設使用料
玉津庁舎	公費：施設使用料
海外移住と文化の交流センター	公費：施設使用料
神戸市男女共同参画センター	公費：施設使用料
神戸市立婦人会館	公費：施設使用料
農村環境改善センター	公費：施設使用料
神戸ポートオアシス	公費：施設使用料
健康局保健所医務薬務課	公費：手数料
環境衛生課	公費：手数料
動物管理センター	公費：手数料
東クリーンセンター	公費：手数料
港島クリーンセンター	公費：手数料
西クリーンセンター	公費：手数料
建設局道路管理課 道路溝渠境界明示事務	公費：手数料
建設局道路管理課 特殊車両	公費：手数料
建設局道路管理課 屋外広告物	公費：手数料
魚崎保育所	公費：年末保育料、共済掛金
東灘本庄保育所	公費：年末保育料、共済掛金
御影保育所	公費：年末保育料、共済掛金
本山保育所	公費：一時保育料
渦森台保育所	公費：年末保育料、共済掛金
中野保育所	公費：一時保育料
瀬戸保育所	公費：年末保育料、共済掛金
田中保育所	公費：年末保育料、共済掛金
浜御影保育所	公費：年末保育料、共済掛金
住吉公園保育所	公費：一時保育料

灘保育所	公費：年末保育料、共済掛金
西灘保育所	公費：一時保育料
石屋川保育所	公費：年末保育料、共済掛金
倉石保育所	公費：一時保育料
やはた桜保育所	公費：一時保育料
やはた桜保育所鶴甲分室	公費：年末保育料、共済掛金
葺合保育所	公費：年末保育料、共済掛金
生田保育所	公費：年末保育料、共済掛金
たちばな保育所	公費：一時保育料
みなと保育所	公費：年末保育料、共済掛金
宮本保育所	公費：年末保育料、共済掛金
神若保育所	公費：一時保育料
古湊保育所	公費：年末保育料、共済掛金
運南保育所	公費：年末保育料、共済掛金
松原保育所	公費：一時保育料
羽坂保育所	公費：年末保育料、共済掛金
平野保育所	公費：年末保育料、共済掛金
小河保育所	公費：年末保育料、共済掛金
からと保育所	公費：年末保育料、共済掛金
君影保育所	公費：年末保育料、共済掛金
鈴蘭台西町保育所	公費：年末保育料、共済掛金
ひよどり台保育所	公費：一時保育料
鈴蘭台南町保育所	公費：年末保育料、共済掛金
長田保育所	公費：年末保育料、共済掛金
菅原保育所	公費：一時保育料
本庄保育所	公費：年末保育料、共済掛金
駒栄保育所	公費：年末保育料、共済掛金
房王寺保育所	公費：年末保育料、共済掛金
明泉寺保育所	公費：年末保育料、共済掛金
長田東保育所	公費：年末保育料、共済掛金
しりいけ保育所	公費：年末保育料、共済掛金
ふたば保育所	公費：年末保育料、共済掛金
須磨保育所	公費：一時保育料
たかとり保育所	公費：年末保育料、共済掛金
高倉台保育所	公費：年末保育料、共済掛金
菅の台保育所	公費：年末保育料、共済掛金
竜が台保育所	公費：一時保育料
奥ノ池保育所	公費：年末保育料、共済掛金

星陵台保育所	公費：年末保育料、共済掛金
本多聞保育所	公費：一時保育料
川原保育所	公費：年末保育料、共済掛金
東高丸保育所	公費：年末保育料、共済掛金
向陽保育所	公費：一時保育料
玉津保育所	公費：年末保育料、共済掛金
押部谷保育所	公費：年末保育料、共済掛金
王塚台保育所	公費：一時保育料
神戸市立青少年科学館	公費：施設使用料
王子スポーツセンター	公費：施設使用料
風見鶏の館	公費：入館料
三宮証明サービスコーナー	公費：手数料
新長田合同庁舎2階市税の窓口	公費：手数料
東部衛生監視事務所	公費：手数料
西部衛生監視事務所	公費：手数料
東灘区役所市民課	公費：手数料
灘区役所市民課	公費：手数料
中央区役所市民課	公費：手数料
兵庫区役所市民課	公費：手数料
北区役所市民課	公費：手数料
北神区役所市民課	公費：手数料
須磨区役所市民課	公費：手数料
垂水区役所市民課	公費：手数料
須磨区北須磨支所市民課	公費：手数料
西区玉津支所	公費：手数料
建築住宅局建築指導部建築調整課	公費：手数料

神戸市告示第490号

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和8年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 街区の区域の変更

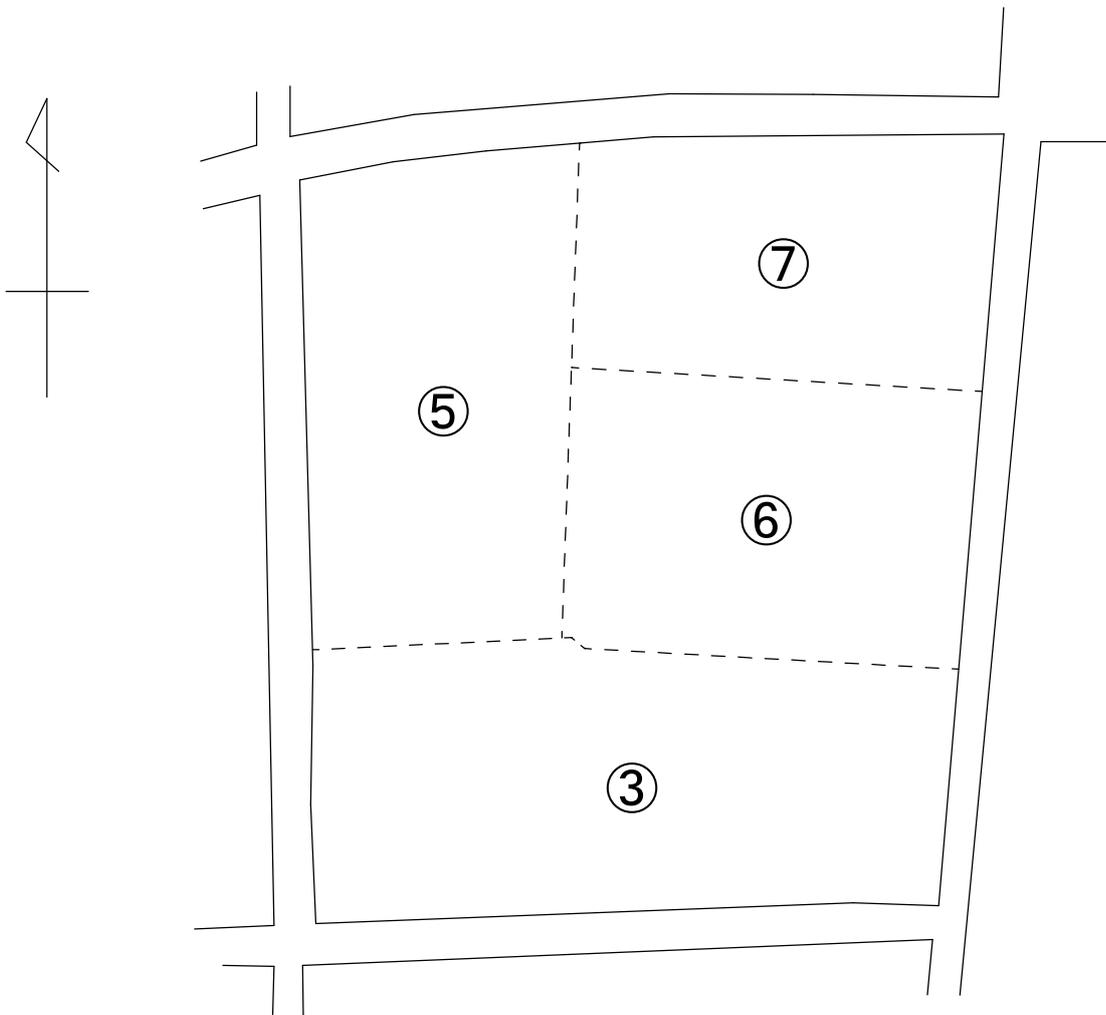
別図1の垂水区神田町3街区の区域を別図2に示すとおり変更するとともに、別図1の垂水区神田町6街区及び7街区の区域を別図2に示すとおり垂水区神田町5街区に編入する。

2 実施する期日

令和8年2月10日

別図 1

垂水区神田町

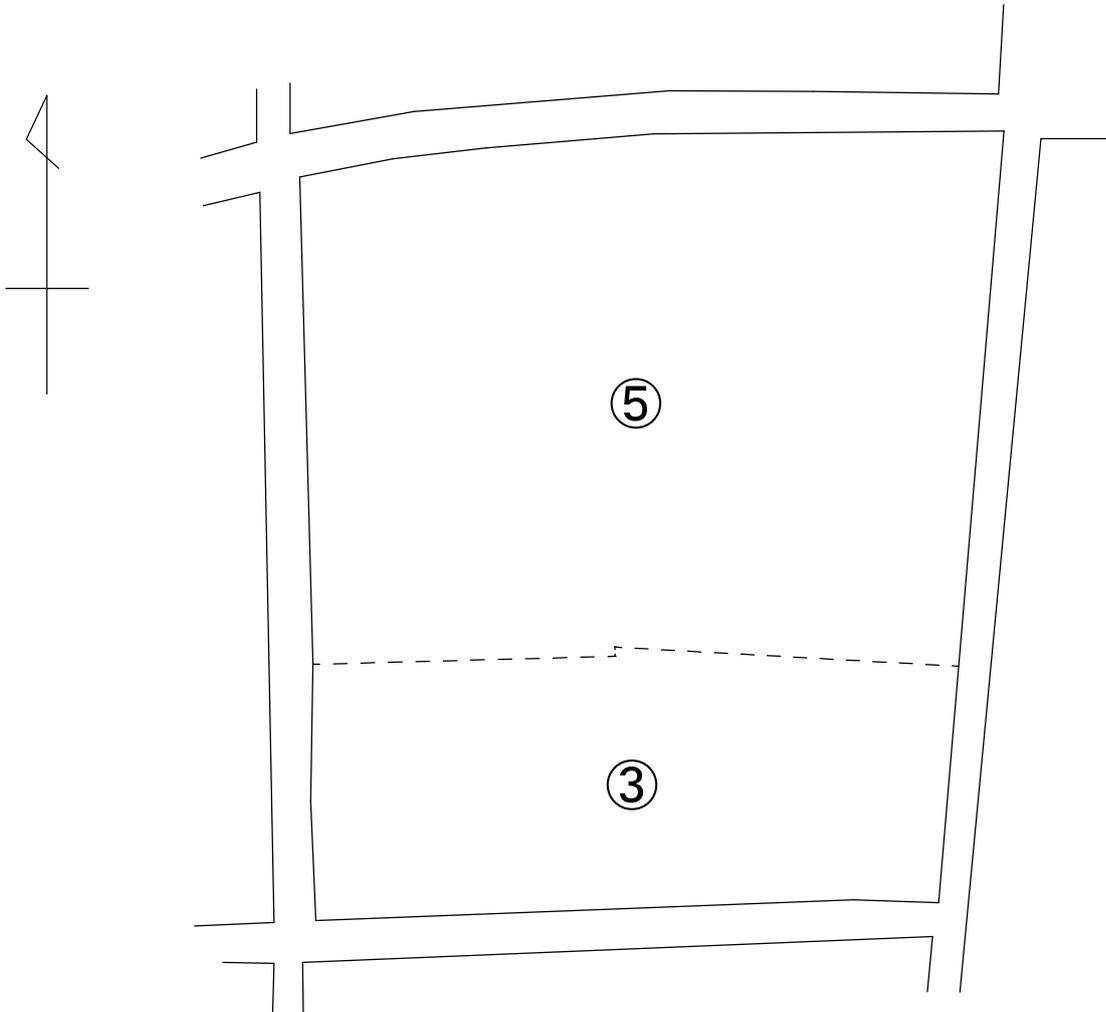


凡 例	
街 区 界	-----
街区番号	①

1 : 1 0 0 0

別図 2

垂水区神田町



凡 例	
街 区 界	-----
街区番号	①

1 : 1 0 0 0

神戸市告示第491号

次の認定特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第53条第1項による届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 該当の認定特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸

(2) 主たる事務所の所在地

神戸市東灘区住吉東町五丁目2-2 ビュータワー住吉館104

(3) 代表者の氏名

飛田 敦子、星野 裕志

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名を「中村 順子」から「飛田 敦子、星野 裕志」に変更する。

3 変更の年月日

令和7年12月15日

令和8年2月10日 神戸市公報第3949号

神戸市告示第492号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人神戸ミャンマー皆好会
代表者	中尾 嘉延
所在地	神戸市中央区橘通1丁目2番12号
目的	この法人は、ミャンマー国民に対して、保健・医療又は福祉を支援、友好交流、農業支援、日本語教育支援、親善交流旅行、環境保全、子どもの健全育成に関する事業を行い、ミャンマー国民との友好親善と世界平和に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和8年2月24日から令和13年2月23日まで）

神戸市告示第493号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

桜が丘自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区桜が丘中町3丁目3番地の1

(3) 代表者の氏名

小林 一彦

(4) 代表者の住所

神戸市西区桜が丘西町3丁目4番地の4

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「小林 篤子」を「小林 一彦」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区桜が丘西町4丁目6番地の1」を「神戸市西区桜が丘西町3丁目4番地の4」に改める。

3 変更の年月日

令和7年4月29日

神戸市告示第494号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条1項に規定する医師に指定した者、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により指定を辞退した医師は次のとおりであるので、神戸市身体障害者福祉法施行細則第3条の規定により告示する。

令和8年2月10日

神戸市長 久元喜造

1 法第15条第1項に規定する医師に指定した者

指定年月日	氏名	専門科目	医療機関の名称	医療機関の所在地
令和7年12月1日	佐伯 綾子	内科	東神戸病院	東灘区住吉本町1丁目24番13号
令和7年12月1日	杉本 博是	呼吸器内科	谷尻医院	東灘区御影本町4丁目10番6号
令和7年12月1日	春田 由貴	内科	六甲病院	灘区土山町5番1号
令和7年12月1日	朝倉 孝延	外科	六甲病院	灘区土山町5番1号
令和7年12月1日	伊藤 徹	内科	昭生病院	灘区鶴甲3丁目13番19号
令和7年12月1日	堀口 生茄	耳鼻咽喉科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和7年12月1日	山田 晃大	耳鼻咽喉科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和7年12月1日	大崎 健夫	形成外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和7年12月1日	唐木 順	心臓血管外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和7年12月1日	後藤 公彦	腎臓内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和7年12月1日	松岡 史憲	呼吸器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和7年12月1日	井上 裕太	消化器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和7年12月1日	南 晶洋	消化器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号

令和7年12月1日	刀坂 公崇	脳神経内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和7年12月1日	小柳 正臣	脳神経外科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島中町2丁目1番地1
令和7年12月1日	伊藤 慎八	循環器内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年12月1日	林 秀幸	循環器内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年12月1日	川崎 有亮	心臓血管外科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年12月1日	神戸 寛史	呼吸器内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年12月1日	田中 優也	脳神経外科	神鋼記念病院	中央区脇浜町1丁目4番47号
令和7年12月1日	小林 里佳	形成外科	兵庫県災害医療センター	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和7年12月1日	宮崎 邦彦	整形外科	神戸労災病院	中央区籠池通4丁目1番23号
令和7年12月1日	上坂 紗貴子	耳鼻咽喉科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和7年12月1日	中谷 太一	小児外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和7年12月1日	村上 紫津	小児外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和7年12月1日	酒井 大輝	眼科	神戸市立神戸アイセンター病院	中央区港島南町2丁目1番地8
令和7年12月1日	阿部 健吾	整形外科	あんしん病院	中央区港島南町1丁目4番12号
令和7年12月1日	工藤 千恵	内科	ポートアイランド病院	中央区港島中町4丁目6番地
令和7年12月1日	板倉 弘明	消化器外科	川崎病院	兵庫区東山町3丁目3番1号
令和7年12月1日	貞村 祐子	リハビリテーション科	吉田病院	兵庫区大開通9丁目2番6号
令和7年12月1日	森岡 貴勢	内科	よりそいクリニック	兵庫区下沢通7丁目2番26号ラ・フィエーネ303号室

令和7年12月1日	阿部 義美	内科	公文病院	長田区梅ヶ香町1丁目12番7号
令和7年12月1日	田中 裕	内科	公文病院	長田区梅ヶ香町1丁目12番7号
令和7年12月1日	吉田 友佳子	眼科	新長田眼科病院	長田区腕塚町4丁目1番13号
令和7年12月1日	椋野 美津子	眼科	カネモリ眼科形成外科クリニック	長田区松野通2丁目2番34号第一興陽ビル三邦2階
令和7年12月1日	澤田 隆一郎	外科	新須磨病院	須磨区衣掛町3丁目1番14号
令和7年12月1日	川西 洋平	整形外科	神戸板宿クリニック整形外科・皮膚科・美容皮膚科	須磨区前池町3-3-1森岡セントラルビル2・3階
令和7年12月1日	横山 裕司	産婦人科 (婦人科)	神戸徳洲会病院	垂水区上高丸1丁目3番10号
令和7年12月1日	松下 大樹	耳鼻咽喉科	神戸中央病院	北区惣山町2丁目1番1号
令和7年12月1日	新井 堅一	内科	恒生病院	北区道場町日下部字中ノゴウ1788番地
令和7年12月1日	秋田 朋己	内科	あきた内科・循環器内科	北区甲栄台2丁目3番1号 KITASUZU HAUS 2階
令和7年12月1日	小坂 文昭	内科	こさか家庭医療クリニック	北区若葉台1丁目1-43
令和7年12月1日	内山 葵	内科	神戸市立西神戸医療センター	西区糺台5丁目7番地1
令和7年12月1日	永井 駿	循環器内科	神戸市立西神戸医療センター	西区糺台5丁目7番地1
令和7年12月1日	桂田 雅大	呼吸器内科	神戸市立西神戸医療センター	西区糺台5丁目7番地1
令和7年12月1日	吉岡 正博	消化器内科	神戸市立西神戸医療センター	西区糺台5丁目7番地1
令和7年12月1日	高瀬 信尚	内科	高瀬クリニック	西区春日台3-3-22
令和7年12月1日	美田 良保	外科	美田訪問診療クリニック	西区井吹台東町4丁目21-3ダーウィンビル2階

2 令第3条第2項の規定により指定を辞退した医師

辞退年月日	氏名	診療科目	医療機関の名称	医療機関の所在地
令和7年9月30日	成山 多喜男	整形外科	成山クリニック	東灘区本山南町4丁目1番3号
令和7年5月15日	島 勲	内科	昭生病院	灘区鶴甲3丁目13番19号
令和7年3月31日	和田 昇	内科	昭生病院	灘区鶴甲3丁目13番19号
令和7年9月30日	長谷川 翔大	心臓血管外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年3月31日	荒木 健	神経内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年1月31日	藤原 悟	神経内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年5月31日	福光 龍	脳神経外科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和6年3月31日	濱本 文美	耳鼻咽喉科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和6年3月31日	橋田 裕毅	外科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和6年3月31日	坂上 功次	整形外科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和6年3月31日	中村 健	心臓血管外科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年5月31日	伊藤 誠二	腎臓内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年3月31日	服部 悠斗	泌尿器科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年3月31日	秋山 慎介	消化器内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和7年3月31日	黒田 浩一	感染症内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和5年3月31日	竹信 俊彦	歯科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1

令和7年9月30日	林 秀弥	脳神経外科	神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和7年7月1日	井上 聖也	内科	神戸労災病院	中央区籠池通4丁目1番23号
令和6年3月31日	河本 和泉	整形外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和6年3月31日	薩摩 真一	整形外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和5年3月31日	米田 梓	整形外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和6年3月31日	合田 由香利	小児科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和5年3月31日	泉 絢子	小児科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和7年3月31日	稲熊 洋祐	小児科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和6年5月31日	玉置 祥子	小児科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和6年3月31日	松岡 道生	小児科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和7年3月31日	南川 将吾	小児科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和6年3月31日	矢谷 和也	小児科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和6年3月31日	竹内 雄毅	小児外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和5年3月31日	堀池 正樹	小児外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和7年3月31日	森田 圭一	小児外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和6年3月31日	大嶋 義博	心臓血管外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和5年8月31日	日隈 智憲	心臓血管外科	兵庫県立こども病院	中央区港島南町1丁目6番7
令和7年9月11日	岩崎 安伸	整形外科	あんしん病院	中央区港島南町1丁目4番12号

令和6年4月14日	秋山 洋介	外科	川崎病院	兵庫区東山町3丁目 3番1号
令和7年3月31日	常深 健二郎	整形外科	川崎病院	兵庫区東山町3丁目 3番1号
令和7年6月30日	沖村 駿平	消化器外科	川崎病院	兵庫区東山町3丁目 3番1号
令和7年7月31日	伏見 勝哉	耳鼻咽喉科	神戸百年記念病院	兵庫区御崎町1丁目 9番1号
令和7年6月30日	皆田 睦子	内科	神戸百年記念病院	兵庫区御崎町1丁目 9番1号
令和7年8月22日	浜口 守	泌尿器科	神戸百年記念病院	兵庫区御崎町1丁目 9番1号
令和7年7月31日	山口 聖良	腎臓内科	湊の杜病院	兵庫区西多聞通1丁 目1番21号
令和6年9月2日	大崎 信宏	整形外科	公文病院	長田区梅ヶ香町1丁 目12番7号
令和7年8月31日	山崎 晴彦	整形外科	丸山病院	長田区丸山町3丁目 4番22号
令和7年10月14日	佐伯 優子	耳鼻咽喉科	神戸掖済会病院	垂水区学が丘1丁目 21番1号
令和7年8月31日	西川 達也	消化器外科	神戸徳洲会病院	垂水区上高丸1丁目 3番10号
令和7年6月30日	杉村 直毅	内科	佐野病院	垂水区清水が丘2丁 目5番1号
令和7年6月30日	稲岡 雄太	内科	おひさまクリニッ ク	垂水区旭が丘1丁目 9番60号 1F
令和7年8月31日	高橋 理砂	内科	糖尿病・腎透析に しかげクリニック アネックス	垂水区福田3丁目3 番11号
令和7年9月30日	南川 剛	整形外科	真星病院	北区山田町上谷上字 古々谷12番地の3
令和7年4月1日	奥宮 太郎	神経内科	神戸市立西神戸医 療センター	西区糺台5丁目7番 地1
令和7年4月1日	添田 朝樹	泌尿器科	神戸市立西神戸医 療センター	西区糺台5丁目7番 地1

令和7年7月31日	畑 俊行	消化器外科	神戸市立西神戸医療センター	西区糞台5丁目7番地1
-----------	------	-------	---------------	-------------

神戸市告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年2月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年2月24日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	中大沢14号線	神戸市北区大沢町中大沢字鼓田 3235番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字鼓田 3231番地先まで	132.50	最大 13.50 最小 4.10
	中大沢15号線	神戸市北区大沢町中大沢字狐塚 3193番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字小切町 北3154番地先まで	411.70	最大 20.30 最小 4.80
	中大沢16号線	神戸市北区大沢町上大沢字大新田 990番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字岡ノ向 3130番地先まで	209.50	最大 11.70 最小 4.30
	中大沢17号線	神戸市北区大沢町中大沢字宅原尾 3140番2地先から 神戸市北区大沢町中大沢字宅原尾 3138番地先まで	109.70	最大 6.30 最小 4.10
	中大沢18号線	神戸市北区大沢町中大沢字宅原尾 1383番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字岡ノ向 3122番地先まで	125.00	最大 13.70 最小 5.20
	中大沢21号線	神戸市北区大沢町中大沢字杉釜池 上3011番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字西ノ越 2971番地先まで	175.70	最大 17.80 最小 5.10
	中大沢22号線	神戸市北区大沢町中大沢字杉釜池 上3012番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字権母ゲ 口2992番地先まで	58.10	最大 9.00 最小 8.90

中大沢23号線	神戸市北区大沢町中大沢字坂之楚 2963番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ 久保2879番地先まで	199.20	最大 13.10 最小 5.40
中大沢24号線	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ 久保下2915番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字芦原173 番1地先まで	317.00	最大 19.10 最小 4.40
中大沢25号線	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ 久保下2910番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字坊ノ谷 699番地先まで	229.30	最大 16.00 最小 4.40
中大沢26号線	神戸市北区大沢町中大沢字仲前784 番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字仲前 2772番地先まで	130.80	最大 10.90 最小 5.10
中大沢27号線	神戸市北区大沢町中大沢字仲前783 番1地先から 神戸市北区大沢町中大沢字西山ノ 下2786番地先まで	208.90	最大 16.40 最小 5.00
中大沢28号線	神戸市北区大沢町中大沢字西山ノ 下2062番1地先から 神戸市北区大沢町中大沢字西山ノ 下2799番地先まで	114.20	最大 12.20 最小 4.50
中大沢29号線	神戸市北区大沢町中大沢字漆シ原 2743番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字道古谷 2728番地先まで	186.50	最大 9.60 最小 4.30
中大沢30号線	神戸市北区大沢町中大沢字矢口 3253番地先から 神戸市北区大沢町中大沢字矢口 3250番地先まで	33.80	最大 5.00 最小 4.50

神戸市告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年2月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年2月24日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	君影町18号線	神戸市北区君影町1丁目11番67地先から 神戸市北区君影町1丁目11番67地先まで	新	61.00	最大 9.50 最小 8.50
			旧	61.00	最大 10.40 最小 9.30

神戸市告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年2月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年2月24日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	鈴蘭台47号線	神戸市北区鈴蘭台南町6丁目2番22地先から	新	39.40	最大 9.50 最小 5.80
		神戸市北区鈴蘭台南町6丁目2番21地先まで	旧	39.40	最大 6.00 最小 5.60

神戸市告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年2月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年2月24日まで一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	垂水里533号線	神戸市垂水区歌敷山1丁目1766番1地先から 神戸市垂水区歌敷山1丁目1766番1地先から	新	2.10	20.50
			旧	2.10	34.50

神戸市告示第499号

神戸市港湾環境整備負担金条例（昭和55年3月条例第35号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、令和6年度に実施した港湾工事のうち、次に掲げる工事を同条第1項に規定する負担対象工事に指定する。

令和8年2月10日

神戸市長 久元喜造

負担対象工事の種類及び名称	負担対象工事の完了した日	負担対象工事に要した費用	条例第4条第1号の割合	負担対象工事に係る負担区域	負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計
条例第2条第1項第1号に掲げる工事（須磨地区緑地整備工事、ポートアイランド地区緑地改修工事、新港第2突堤周辺緑地整備工事）	令和7年3月31日	1,243,835,659円	90分の1	神戸港臨港地区及び設置予定区域	17,137,783㎡
条例第2条第1項第2号に掲げる工事（緑地の清掃、管理業務及び街路植栽等管理業務）	令和7年3月31日	139,311,806円	2分の1	神戸港臨港地区	15,837,316㎡
条例第2条第1項第4号に掲げる工事（港内海面清掃工事）	令和7年3月31日	109,443,816円	2分の1	神戸港臨港地区及び神戸港港湾区域	16,814,068㎡

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年2月3日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年2月3日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）神戸市灘区新在家北町計画
神戸市灘区新在家北町1丁目22番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
阪急阪神不動産株式会社	大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内	代表取締役 福井 康樹

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
未定	未定	未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年9月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,415.3平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物屋上	56台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物北側及び建物東側	85台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物西側	132 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	面積
建物西側	11.9 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻：午前7時、閉店時刻：午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物東側	出入口1か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和8年1月16日

9 縦覧期間

令和8年2月3日から令和8年6月3日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市兵庫区下祇園町147番7、148番1、馬場町19番26

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島3丁目3番23号

関電不動産開発株式会社

代表取締役 福本 恵美

許可番号

令和7年6月9日 第8247号

（変更許可 令和7年11月11日 第2255号

変更許可 令和7年12月22日 第2263号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区霞ヶ丘5丁目1585番1、1584番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 福井 康樹

許可番号

令和7年6月19日 第8249号

（変更許可 令和7年10月2日 第2246号

変更許可 令和7年11月27日 第2258号）

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年1月30日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第8号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

(神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料月額決定基準)	(給料月額決定基準)
第4条 [略]	第4条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]
<u>8 係長級若しくはこれに準ずる職又はこれらと同等以上の職に採用する場合の給料月額は、第5項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して管理者が決定する。</u>	
<u>9～11</u> [略]	<u>8～10</u> [略]

<p>12 <u>第10項</u>の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>11 <u>第9項</u>の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>
---	--

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部改正)

第2条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規程(平成4年4月水道管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手当の額等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定任期付職員に対する条例第10条の2第1項の規定による手当の額は、その者が受ける神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号。以下「給与規程」という。)第4条<u>第9項</u>に規定する特定任期付職員給料表(以下単に「特定任期付職員給料表」という。)の号給又は給与規程第4条<u>第11項</u>の規定に</p>	<p>(手当の額等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定任期付職員に対する条例第10条の2第1項の規定による手当の額は、その者が受ける神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号。以下「給与規程」という。)第4条<u>第8項</u>に規定する特定任期付職員給料表(以下単に「特定任期付職員給料表」という。)の号給又は給与規程第4条<u>10項</u>の規定によ</p>

<p>よる給料月額に応じ次に定める額とする。</p> <p>(1) 6号給若しくは7号給又は給与規程第4条第11項の規定による給料月額 10,000円</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定任期付職員に対する条例第10条の2第2項の規定による手当の額は、その者が受ける特定任期付職員給料表の号給又は給与規程第4条第11項の規定による給料月額に応じ次に定める額とする。</p> <p>(1) 6号給若しくは7号給又は給与規程第4条第11項の規定の規定による給料月額 5,000円</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>る給料月額に応じ次に定める額とする。</p> <p>(1) 6号給若しくは7号給又は給与規程第4条10項の規定による給料月額 10,000円</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定任期付職員に対する条例第10条の2第2項の規定による手当の額は、その者が受ける特定任期付職員給料表の号給又は給与規程第4条10項の規定による給料月額に応じ次に定める額とする。</p> <p>(1) 6号給若しくは7号給又は給与規程第4条10項の規定の規定による給料月額 5,000円</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
---	---

附 則

この管理規程は、令和8年2月1日から施行する。

神戸市選告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年1月28日

神戸市選挙管理委員会
委員長 北川道夫

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,612</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>205,097</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>253,823</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,150</u>
	灘区	<u>35,951</u>
	中央区	<u>37,259</u>
	兵庫区	<u>30,287</u>
	北区	<u>58,130</u>
	長田区	<u>25,409</u>
	須磨区	<u>43,091</u>
	垂水区	<u>58,316</u>
	西区	<u>64,602</u>